

令和4年度障がい者雇用・福祉連携強化事業委託業務プロポーザル公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（令和2年3月26日付け元契検第143号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和4年5月6日

長野県健康福祉部障がい者支援課長

1 業務の概要

（1）業務名

令和4年度障がい者雇用・福祉連携強化事業

（2）業務の目的

障がい者雇用・福祉連携強化事業（以下、「本事業」という。）は、働く意欲のある障がい者に対し、その特性・能力を活かすことができる最も適切な「働く場」に円滑に移行することができるよう支援を行うとともに、その支援体制の構築を推進することを目的とする。

（3）業務内容

受託者及びコーディネーターまたは支援業務を実施する職員（以下、「推進員等」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

①一般就労への移行に向けた長期的支援計画の策定

特別支援学校の在校生・卒業生、障がい福祉サービス利用者及び一般就労している障がい者であって、「適切な働く場」への移行に向けた支援が必要な者（以下「支援対象障がい者等」という）に対し、個々の能力に応じたアセスメントを実施する。

②就労継続支援事業所等への利用者や事業所に向けた支援

就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等（以下「就労支援事業所」という）に対して、その職員等に就労支援に係る能力向上や地域の支援体制の構築に向け、具体的取組や支援技法に対する相談対応や研修等必要な支援を行う。

③就労継続困難者に対する支援

一般就労している障がい者であって、年齢や心身の状況等の変化によって一般就労の継続が困難となった者に対して本人の意向を尊重しながら適切な働く場への移行を行う

（4）仕様等

別添「令和4年度障がい者雇用・福祉連携強化事業仕様書（案）」のとおりです。

（仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容等をふまえて契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、御了承ください。契約後の仕様変更については、その都度委託者から協議させていただきます。）

（5）履行期間又は履行期限

契約締結の日から令和5年3月31日

(6) 委託額の上限額

3,512,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領 6 の企画提案書の作成・提出から契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (4) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 長野県が実施する公募型プロポーザルに関する審査、打ち合わせに参加できる者であること。
- (7) 長野県内に本店を置く社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人であること。
- (8) 障害福祉サービス事業所等に職場適応援助者養成研修修了者または障がい者の就労支援について 3 年以上の実務経験を有する者を就労連携コーディネーターとして配置できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザルに応募する方は下記により参加申込書を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ①参加申込書（様式第 3 号）
 - ②参加要件具備説明書類総括書及び総括書に添付すべき書類（様式第 3 号の附表及び誓約書）
- (2) 提出期限 **令和 4 年 5 月 12 日（木） 正午（必着）**
- (3) 提出方法 長野県健康福祉部障がい者支援課に持参、郵送又はメールとします。
（提出先は下記 11 を参照。郵送又はメールで提出した場合は電話で到達確認をお願いします。）
- (4) 応募資格要件の審査
 - ①提出された参加申込書及び添付書類に基づき、応募資格要件の審査を行います。
 - ②必要に応じて、参加申込書提出者に対しヒアリングを行います。
- (5) 応募資格要件を満たさない者に対する理由の説明
 - ①県は参加申込書提出者のうち、応募資格要件に該当しなかった者（以下、「非該当者」という。）に対してのみ、5 月 24 日（火）までに非該当理由を書面により通知するものとします。
 - ②非該当者は、前項の通知をした日の翌日から起算して 10 日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日（以下、「休日」という。）を含まないものとする。）以内に、書面（様式自由）により県に対して非該当理由について説明を求めることができるもの

とします。

③県は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内により書面により回答するものとします。

4 応募に関する質問

応募に関する質疑については、下記により受け付けます。

- (1) 受付期限 令和4年5月19日（木） 正午まで
- (2) 受付時間 公告の日以降の平日9時～17時（3月28日のみ昼12時まで）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）を電子メールにより長野県健康福祉部障がい者支援課（下記11参照）まで送付してください。なお、提出した場合は、必要に応じて到達の確認を電話にて行ってください。
- (4) 回答方法 質問者に電子メールにて回答します。また、書類作成、提出に関する一般的な事務手続に関する質問は、随時長野県公式ホームページに質問及び回答を掲載します。ただし、選定審査に関する質問には回答できません。

5 説明会

説明会は開催しません。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書（様式第8号）
 - ②令和4年度障がい者雇用・福祉連携強化事業委託業務企画提案書（様式第8号の附表1）
 - ③障がい者雇用・福祉連携強化事業経費計画書（様式第8号の附表2）
 - ④法人または事業所の概要がわかる資料（パンフレット等）
- (2) 提出部数 6部（原本1部、コピー5部）
- (3) 提出期限 令和4年5月26日（木） 正午（必着）
- (4) 提出方法 持参、郵送又はメールとします。
（提出先は下記11を参照。なお、郵送又はメールの場合は、電話で到達確認をお願いします。）

7 審査

見積業者の選定は、企画提案審査委員会を構成し、下記（2）の審査基準に基づき審査の上、合計点が最高点となった者を選定します。なお、審査の合計点数が審査委員の数に30を乗じた数に満たない場合は、選定しません。

- (1) 審査対象 提出書類を審査の対象とします。また、2者以上の応募があった場合はプロポーザル審査会を開催し、審査会でのプレゼンテーションを審査対象に含めますので、出席してください。
- (2) 審査基準 別添、令和4年度障がい者雇用・福祉連携強化事業企画提案審査基準表（様式第9号）のとおりです。
- (3) 審査会 2者以上の応募があった場合はプロポーザル審査会を開催します。

開催する場合、開催日、開催場所、開催時間等については長野県健康福祉部障がい者支援課から対象者に対して連絡します。

(4) 選定者、非選定者への通知および公表に関する事項

①企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。

②上記①以外の者に対して選定されなかった旨及び選定されなかった理由を見積業者非選定通知書により通知します。

③見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県健康福祉部障がい者支援課において閲覧に供します。

(5) 非選定理由に関する事項

①上記(4)②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により非選定理由について説明を求めることができます。

②非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

③非選定理由の説明請求は、郵送または持参により長野県健康福祉部障がい者支援課まで提出してください。

(提出先は下記11を参照。なお、郵送の場合は、必要に応じて電話で到達確認をお願いします。)

8 契約書(案)

別添契約書(案)のとおり。

(契約書(案)の内容は現時点での予定であり、契約にあたって、当事者間の協議に基づき変更される場合がありますので、御了承ください。)

9 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書を長野県健康福祉部障がい者支援課に提出するものとします。

(提出先は下記11を参照。なお、郵送又はメールの場合は、必要に応じて電話で到達確認をお願いします。)

(2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届(様式任意)を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 その他留意事項

(1) 参加申込書及び企画提案書は複数提出することはできません。

- (2) 提出された参加申込書及び企画提案書の内容は、変更することができません。
- (3) 提出された参加申込書及び企画提案書その他添付書類は、返却しません。
- (4) 参加申込書及び企画提案書、その他添付書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 提出された企画提案書は、見積徴取業者の選定以外の用途には提出者に無断で使用することはありません。
- (6) 参加申込書及び企画提案書並びにその他の添付書類、企画提案の内容に虚偽の記載をした場合、選定後であっても失格とします。

11 各書類の提出先、問合せ先

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 (長野県庁 4階)

長野県健康福祉部障がい者支援課共生社会推進係 (担当) 溝口

TEL : 026-235-7105

FAX : 026-234-2369

E-mail : fuku-jiritsu@pref.nagano.lg.jp